

9月1日「防災の日」

8月30日～9月5日「防災週間」

災害は忘れたころにやってくると言われます。いつどこで起こるかわからないのが災害です。災害が起きた時、家族全員がいっしょにいるとは限りません。そんな時でも、あらかじめ避難場所を決めておけば安心です。日ごろから家族全員で避難場所までの道順を決めておきましょう。

また、災害による被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」といった住民の皆さんの協力が必要となります。各行政区には、「自主防災組織」が組織されています。いざという時、自分を守るのは、まず自分自身、そして隣近所など地域住民の助け合いです。日ごろから災害時に援護を必要とする方と交流（あいさつ）をもつなど、災害に強い地域づくりを進めましょう。

非常時に必要となるものを準備しておきましょう。

また、定期的に点検し、古くなったものは交換しておきましょう。

◆避難場所

皆野地区

町民運動公園、総合センター、柔剣道場、皆野小学校、皆野中学校、皆野スポーツ公園

国神地区

転作研修センター、皆野幼稚園、長生荘、国神小学校、自然休養村管理所、皆野高校

日野沢地区

日野沢生活改善センター、水と緑のふれあい館、わく・ワクセンター

金沢地区

金沢生活改善センター、金沢小学校

三沢地区

三沢農業集落センター、三沢小学校

●持ち出し品（避難する際）

必要最小限の物をリュックなどに入れて持ち出しやすい場所に保管しておきましょう。

- ・ヘルメット・防災ずきん
- ・懐中電灯（予備電池）
- ・携帯ラジオ（予備電池）
- ・非常食（乾パンなど）
- ・水（ペットボトル入りのもの）
- ・お薬手帳（常用している薬など）
- ・生活用品（衣類、軍手、ナイフ、ライターなど）

●備蓄品

災害復旧までの数日間を自足するためのものです。家族全員が3日程度過ごせる量を用意しておきましょう。

- ・非常食（レトルト食品、缶詰、インスタントラーメン、チョコレート、調味料など）
- ・水（飲料水は1人1日3リットルが目安）
- ・生活用品（カセットコンロ、ガスボンベ、毛布、衣類、生理用品など）
- ・工具類（スコップ、バール、のこぎりなど）

問合せ 総務課企画政策防災担当

☎62-1231

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出・表示されたものです。

9月1日～10日「屋外広告物適正化旬間」

看板を設置するには決まりごとがあるのを知っていますか？

危険・迷惑・景観を害する設置をなくし、みんなが快適に過ごせる街にするため、違反広告物を無くしましょう。

※屋外広告物を出すときは、事前に町長の許可が必要です。

問合せ 建設課管理都市計画担当

☎62-1463